

# 敦賀市立西浦小学校 原子力災害時避難計画

## 第1章 総則

### 第1 目的

この計画は、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第1節第7に基づき、敦賀市立西浦小学校（以下「学校」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童および教職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

### 第2 適用範囲

この計画は、児童および教職員に適用する。

### 第3 校長の役割

校長は、本計画に基づき、教職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

### 第4 教職員の役割

教職員は、校長の指揮の下、児童の身体および生命の安全を確保するため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

### 第5 地域等との連携協力

学校は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1 原子力災害対策に関する事項

学校における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、校内防災委員会において原子力災害対策に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

### 第2 緊急連絡体制の整備

校長は、敦賀市（以下「市」という。）の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表（別紙様式1）を作成するものとする。

### 第3 保護者への引き渡し

校長は、緊急時における児童の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード（別紙様式2）を作成するものとする。

### 第4 避難場所、避難経路および避難方法

校長は、福井県（以下「県」という。）および市が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童および教職員を集団的に避難させる場合に備えるものとする。

### 第5 避難訓練の計画的実施

- 1 校長は、学校において避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身につけさせるものとする。なお、県や市等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。
- 2 校長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

### 第6 災害用物品の整備および点検

校長は、避難誘導等に必要な物品について整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

- 避難誘導に必要な物品  
ホイッスル、ハンドマイク、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、児童名簿、緊急時引き渡しカード等
- 救護に必要な物品  
救急箱、健康観察カード、毛布等

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1 学校災害対策本部の設置

- 1 校長は、市等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、学校内に校長を本部長とする学校災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、校長をはじめ全教職員で構成し、校長の指名する者を責任者とする総括、情報連絡、避難誘導、救護・衛生のいずれかの役割につく。それぞれの役割等は別表1のとおりとする。

### 第2 情報の収集および応援要請

校長は、市災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、市災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

### 第3 屋内退避

校長は、市災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

### 第4 避難

- 1 校長は、市災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童の避難準備を行うものとする。
- 2 校長は、市災害対策本部に対し、児童および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。
- 3 児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。
- 4 校長は、市災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3のとおり児童および教職員の避難を行うものとする。

### 第5 児童の健康状態の把握・健康管理

校長は、避難場所に避難した時点および随時、児童の健康状態を把握し、異常があった場合には、市災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

### 第6 児童の保護者等への連絡

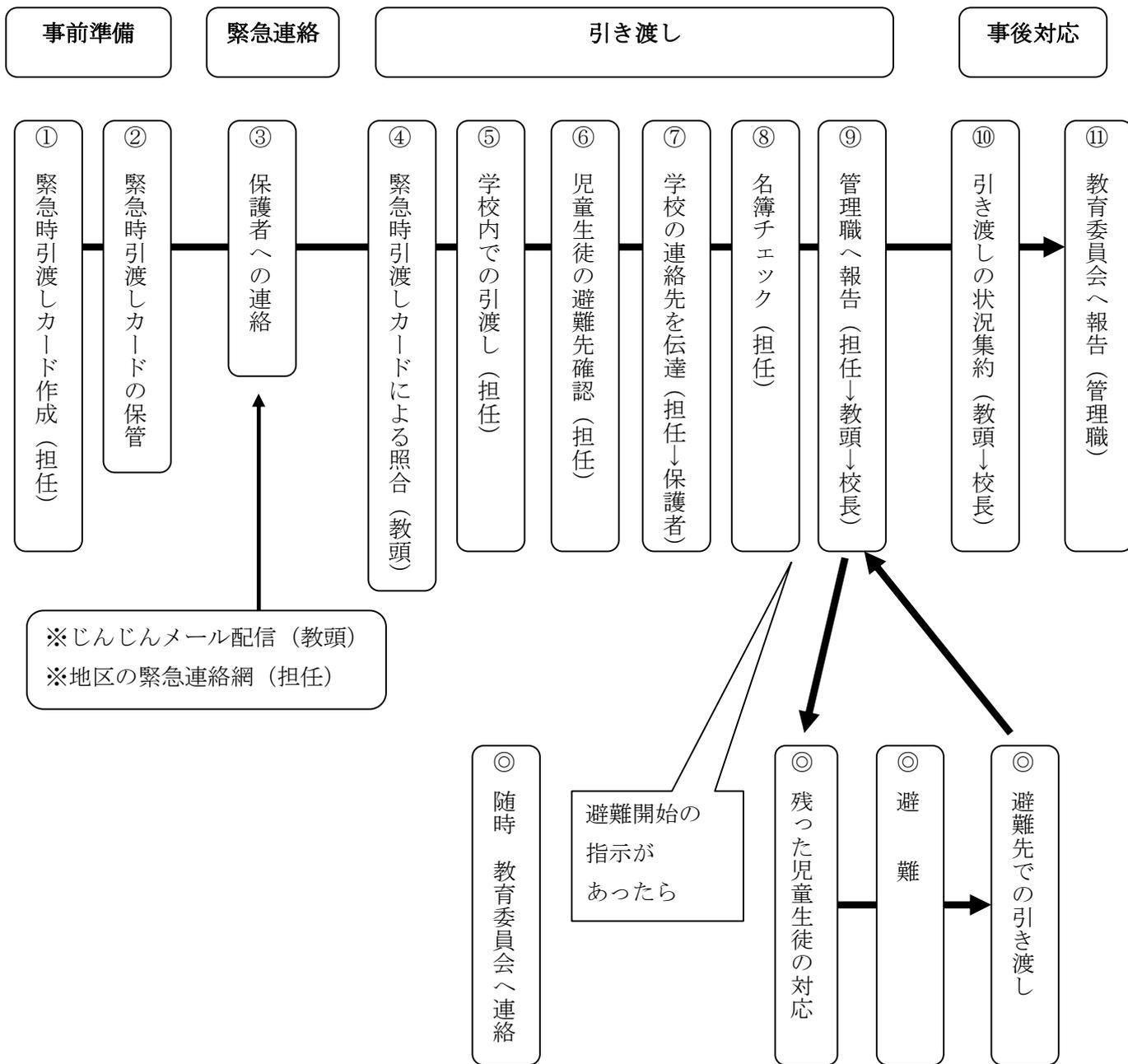
- 1 校長は、避難が完了した場合、児童の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。また、児童の健康状態に変化があった場合も同様とする。
- 2 避難完了後、児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

## 敦賀市立西浦小学校 緊急時連絡先一覧表

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
敦賀市災害対策本部 (敦賀市防災センター3階)	0770-22-8166 0770-21-8682	福井県敦賀市 中央町2丁目1番1号
福井県教育委員会	0776-20-0598 0776-20-0672	福井県福井市 大手3丁目17番1号
敦賀市教育委員会	0770-22-8149 0770-23-6944	福井県敦賀市 中央町2丁目1番1号
消防署	0770-20-0119 0770-22-0685	福井県敦賀市 中央町2丁目1番2号
警察署	0770-25-0110	福井県敦賀市 木崎12号18番地の1
避難場所 1 福井市羽生小学校		福井県福井市 大宮町12-31
避難場所 2 生駒市 コミュニティセンター		奈良県生駒市 本町1丁目6番12号

別図1 (第2章第3関係)

### 保護者への引き渡し方法



# 防災用児童引き渡しカード

西浦小学校

平成	年入学	第	学年	地区名
----	-----	---	----	-----

フリガナ		フリガナ	
氏名		保護者 氏名	
性別		血液型	
住所	敦賀市		自宅電話番号 0770-
緊急時電話番号		携帯番号	

本校在学の兄弟姉妹	学 年	氏 名	学 年	氏 名

緊急時 引き 取り 者		氏 名	本人との関係	住 所・電 話 番 号
	第1			住所  Tel
	第2			住所  Tel

確 認 表	引き渡し日時	場 所	引き渡し者	引き取り者
	月 日	教 室 グラウンド		
	時 分	( )		
	引き渡し後の連絡先 (上記『緊急時引き取り者』欄に 記載以外のことを記入)	(氏名) (本人との関係) (電話番号))		

※防災用児童引き渡しカードは、非常持ち出し袋塔に常時保管する。

別表 1 (第 3 章第 1 関係)

学校災害対策本部における役割分担等

役割	担当職	災害に備えての準備事項	災害時における行動内容
本部長	校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。</li> <li>保護者に対し、原子力防災時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校災害対策本部を設置し、敦賀市からの指示に従い全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。</li> <li>敦賀市教育委員会へ、随時状況報告をする。</li> </ul>
総括	教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時連絡先一覧表を作成する。</li> <li>全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各職員の連携のもと、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。</li> </ul>
情報連絡	教務	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との連絡体制を確認しておく。</li> <li>『防災用児童引き渡しカード』の作成状況を確認し、保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童等の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。</li> <li>児童の引き渡しを保護者等へ連絡する。</li> </ul>
避難誘導	担任・副担任・支援員等	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における屋内退避は、担任の指揮の下、会議室に退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路について、児童に周知徹底を図る。</li> </ul> <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が手配する車両に児童が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路について、児童に周知徹底を図る。</li> </ul>	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎内外の児童は、会議室へ安全かつ速やかに退避させ児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで会議室内で待機させる。</li> <li>教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止める。</li> <li>屋内退避が完了したときは、速やかに教頭に報告する。</li> </ul> <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童を速やかに屋内に退避させ、状況を説明する。その後、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序良く乗車させる。</li> <li>避難時には、なるべくマスク、帽子、上着を着用させる。</li> <li>原則として教職員が児童と行動をともにし、児童がパニックを起こさないよう適切な指示をする。</li> <li>避難が完了したときは、速やかに教頭に報告する。</li> </ul>
救護・衛生	養護教諭・支援員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急用品の確保および救護体制を整備する。</li> <li>避難時や屋内退避時の放射線防護対策を確認しておく。</li> </ul>	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。</li> </ul> <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童等および教職員に対する的確な救護と応急的な措置および健康観察を行う。</li> </ul>

別表2（第3章第3関係）

状況に応じた原子力災害への対応（屋内退避の場合）

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。</li> <li>○ 原則として、家から出たら学校に登校し、先生の指示で速やかに屋内（会議室）に退避する。 （ただし、家のすぐ近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校してきた児童を、速やかに会議室に退避させる。</li> <li>○ 児童の出欠を確認し、教頭へ報告する。</li> <li>○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</li> <li>○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。</li> <li>○ 児童の健康観察を行い、その結果を教頭へ報告する。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）</li> </ul>
(2) 授業中等に災害が発生したら	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内（会議室）に退避する。</li> </ul>	<p>《授業中や休み時間・放課後や部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内放送等により、会議室以外にいる児童を、速やかに会議室に退避させる。</li> <li>○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。</li> <li>○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</li> <li>○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。</li> <li>○ 児童の健康観察を行い、その結果を教頭・養護教諭へ報告する。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）</li> </ul>
(3) 下校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。</li> <li>○ 原則として、学校から出たら家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 （ただし、学校のすぐ近く場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校に残っていたり、戻ってきたりした児童を速やかに会議室に退避させ、状況を確認し、教頭へ報告する。</li> <li>○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</li> <li>○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。</li> <li>○ 児童の健康観察を行い、その結果を教頭へ報告する。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）</li> </ul>

(4) 学校外活動中に災害が発生したら	<p>《屋内避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。</li> </ul>	<p>《屋内退避対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災無線や広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う。</li> <li>○ 屋外活動中の児童を近くの建物に速やかに退避させる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。</li> <li>○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。</li> <li>○ 野外活動中で屋内退避する建物がない場合、その地域の市町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。</li> <li>○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。</li> <li>○ 児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）</li> </ul>
	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設やバスの中で待機する。</li> </ul>	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。</li> <li>○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）</li> </ul>
(5) 休業日に災害が発生したら	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外にいたときは、先生の指示で速やかに屋内に退避を、先生の指示に従った行動をとる。</li> </ul>	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災無線や広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う。</li> <li>○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、教頭へ報告する。</li> <li>○ その場にいる教職員で、市と協力し、児童の安全に努める。</li> <li>○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。</li> <li>○ 屋内退避をしたら、児童の健康観察を行い、定期的に教頭へ連絡し、指示を仰ぐ。保護者（家庭）へは、本人の所在等を知らせる。</li> </ul>

別表3（第3章第4関係）

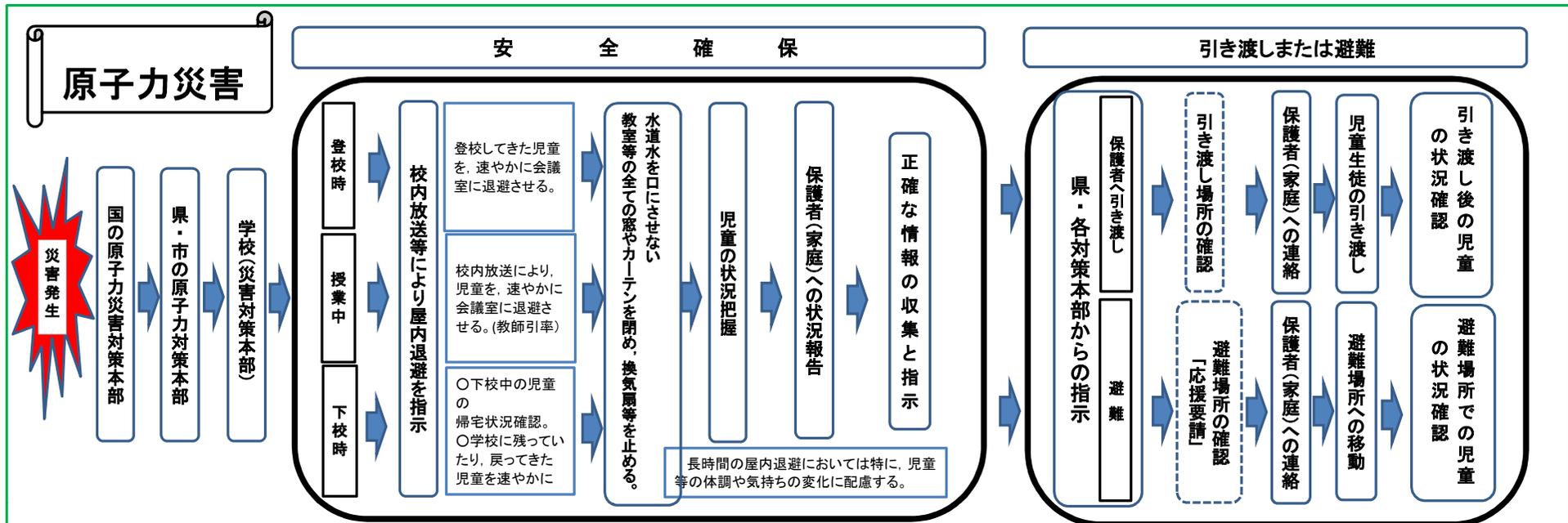
状況に応じた原子力災害への対応（避難の場合）

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。</li> <li>○ 原則として、家から出たら学校に登校し、先生の指示で速やかに屋内（会議室）に退避し、避難の準備をする。 （ただし、家のすぐ近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。）</li> <li>○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校してきた児童を、速やかに会議室に退避させ、避難の準備をさせる。</li> <li>○ 児童の出欠を確認し、教頭へ報告する。</li> <li>○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</li> <li>○ 市が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を教頭へ報告する。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）</li> </ul>
(2) 授業中等に災害が発生したら	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内（会議室）に退避し、避難の準備をする。</li> <li>○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、先生や市の人の指示に従った行動をとる。</li> </ul>	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外にいる児童を、速やかに会議室に退避させ、避難の準備をさせる。</li> <li>○ 児童の把握に努め、教頭へ報告する。</li> <li>○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</li> <li>○ 市が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を教頭へ報告する。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、市災害対策本部から、児童の避難場所を防災無線等により広報する。</li> </ul>
(3) 下校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞きその指示に従う。</li> <li>○ 原則として、学校から出たら家へ帰り、その後、市からの指示に従う。 （ただし、学校のすぐ近く場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。）</li> <li>○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、先生や市の人の指示に従った行動をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校に残っていたり、戻ってきたりした児童を速やかに会議室に退避させ、状況を確認し、教頭へ報告するとともに、避難の準備をさせる。</li> <li>○ 市が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を教頭へ報告する。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）</li> </ul>

(4) 校外活動中に災害が発生したら	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。</li> <li>○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、先生や市の人の指示に従った行動をとる。</li> </ul>	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災無線や広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う。</li> <li>○ 屋外活動中の児童を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。</li> <li>○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。</li> <li>○ 当該市災害対策本部からの指示で避難誘導し、市町村が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）</li> </ul>
	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設やバスの中で待機する。</li> </ul>	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。</li> <li>○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。</li> <li>○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）</li> </ul>
(5) 休日・夜間に災害が発生したら	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。</li> <li>○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、先生や市の人の指示に従った行動をとる。</li> </ul>	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災無線や広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う。</li> <li>○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をするとともに教頭へ報告する。</li> <li>○ 市が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。</li> <li>○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、定期時に教頭へ連絡し、指示を仰ぐ。</li> <li>○ 保護者（家庭）へ、本人の所在等を知らせる。</li> </ul> <p>《自宅にいた時に災害が発生した場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所へ向かい、避難所で児童の所在を確認し教頭へ報告する。 また、避難所運営への支援協力をする。</li> </ul>

# 原子力災害発生時の対応(フローチャート)

・原子力災害が発生してから避難または保護者へ引き渡すまでを表しています。



## 児童の留意点

### 屋内退避の場合

- ①屋外にいたら先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。



### 放射線から身を守る方法

- ①放射性物質から離れる。
- ②放射線を受ける時間を短くする。
- ③コンクリートなどの建物に入る。(木造よりもコンクリートの方が放射線を通しません。)



### 放射性物質から身を守る方法

- ①空気を直接吸い込まない。(マスクやハンカチで口をふさぐ。)
- ②決められた量より多くの放射性物質が付いたりした可能性があるとして制限された食べ物や飲み物はとらない。



### 屋内退避後の行動

- ①教室等のすべての窓を閉める。
- ②カーテンを閉める。
- ③換気扇等を止める。
- ④屋外にいた場合は、手や顔を洗う。



### 学校外への避難の場合

- ①屋外にいたら先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。
- ②避難のために車両に乗るときは、落ち着いた行動をとる。
- ③避難所についたら、先生や市町の係の指示に従って行動する。

## 学校の留意点

### 情報収集

- ①テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等、様々な手段で伝達される情報を入手する。

### 外気遮断

- ②すぐに戸や窓を閉める。換気扇、空調設備等を止め、外気を遮断する。

### よぼう・除染

- ③屋外にいた児童生徒等は、顔や手等の洗浄を行う。

### 安全確保

- ④火気の点検をする
- ⑤教職員のいない教室の児童の安全を確保する

- ①停電により校内放送で指示ができない場合の連絡体制
  - ・ハンドマイクの使用
  - ・各教室、各階への連絡体制の確立

## 退避・避難する時の注意点

**正しい情報に基づいて行動する**

一斉放送、広報車、ラジオ、防災無線など

**退避**

- ドアや窓を閉める
- エアコンや換気扇の使用を控える
- 外から帰って来たら顔や手を洗う
- 木造家屋より放射線が通り抜けにくいコンクリートの建物への退避指示が行われることもある
- 食器に蓋をしたりラップを掛けたりする

**避難**

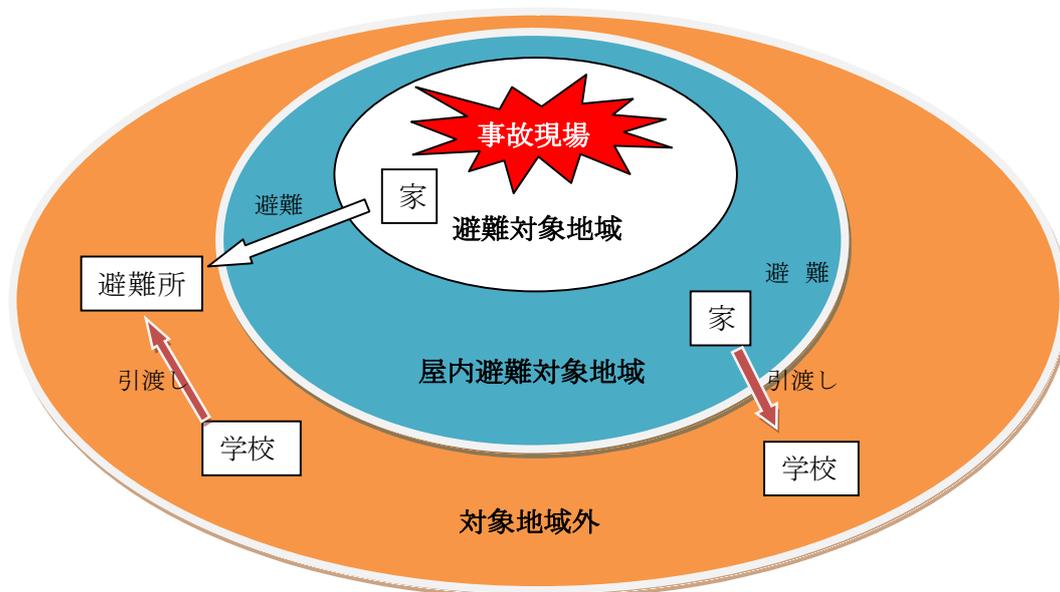
- ガスや電気を消す
- 戸前まわりをしっかりとる
- 避難場所へは徒歩で
- 持ち物は少なく
- 隣近所にも知らせる

(参考資料2)

## 通学状況に応じた対応

### (1) 児童が30km圏内から、圏外の学校へ通学している場合

※自宅が避難区域・屋内退避区域に指定される可能性もあるため、学校は必要な情報（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）を保護者・児童に伝達する。



### (2) 児童が30km圏外から、圏内の学校へ通学している場合

※学校が避難区域・屋内退避区域に指定されている場合、学校は必要な情報（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）を保護者・児童に伝達する。

